

かいつぶり  
エッセイ  
VOL.50

# 「かかりつけ医がいなくなる」?!

普段から幅広い知識と技術を持って患者さん、ご家族の相談に対応してくれるような「かかりつけ医」を持ちましょうと最近色々言われるようになりました。しかし、そのかかりつけとなるような診療所が減っているということをご存知でしょうか?

現在、滋賀県内の診療所の医師の平均年齢は62歳です。そして、県内の内科系・小児科系診療所のうち65歳未満の方が勤務しているところは50%に満たないことがわかりました。つまり、今後10年間で滋賀県内で「かかりつけ医がいなくなる」地域がかなり出てくるということです。すでに小学校区に診療所がなく、学校医・園医の成り手がなくなってきて困っているという事態が発生しています。

私たちは質の高いかかりつけ医である家庭医の養成を行っています。家庭医は現在では「総合診療専門医」という名称で養成されていますが滋賀県ではなかなか参入してくる若い医師が少ないのが現状です。皆様方のお役に立てる医師ですのでご支援をいただきますように切にお願いいたします。

KSKP  
No.114

題字  
酒井雄哉大阿闍梨

かいつぶり通信

### エッセイストプロフィール

医療法人滋賀家庭医療学センター  
理事長

雨森 正記(あめのもり まさき)さん

滋賀県長浜市高月町出身 竜王町在住  
<好きなもの>

・ICT  
・切手収集



## CONTENTS

2 特集●シリーズII  
成年後見人制度を  
「正しく使う!楽しく使う!」  
障がい児を抱える親から成年後見制度への質問

5 特集●レポート  
「父母の会シンポジウムに参加して」参加レポート

6 NEWS  
●勉強会「親なきあとのお金の話」  
●「重度障害者(医療ケア含む)が地域格差なく暮らせる社会の創造」  
「ともに生きるシンポジウム」  
●第16回立命館守山中学校 障がい児理解教育合同講演会  
●近畿ブロック指導者育成セミナー

Dr.植松のQ&A 脳性麻痺で小さいときはリハビリができていたのですが、大人になってリハビリが受けられなくなり困っています。どうしてなのでしょう?

7 能登半島震災レポート  
能登半島地震における災害支援活動を経験して  
縁の下の力持ちさん

8 4コマ漫画で見る 障害者権利条約ってなに?  
<25条 健康>

## 施設のなかの ぴかっとアート!



わたSHIGA輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター  
「キッツフィー、チャッツフィー」

湖南ホームタウンの  
太田 政之さんの作品

# 特集 シリーズII

## 成年後見人制度を「正しく使う!楽しく使う!!」

### 障がい児を抱える親から成年後見制度への質問

令和5年11月に開催されました、近畿ブロック指導者育成セミナーに講師として来ていただきました、弁護士の松村尚美先生に滋賀県障害児者と父母の会連合会から、障がい児を抱える親目線で成年後見制度についての質問にお答えいただき、成年後見人の役割や手続きの流れを拾い出してみます。

尚、質問内容については松村先生に単刀直入で質問するため、論点を明確にする様にしました。Q1~Q3は法務省ホームページにある法定後見人のQ&Aからさらに踏み込んでお聞きしています。Q4~Q8はセミナーの資料からの質問となっています。



歩み法律事務所(熊本市) 松村尚美 弁護士

★プロフィール★  
平成21年熊本県弁護士会登録。  
弁護士会では、高齢者・障害者に関する委員会、子どもの権利に関する委員会、信託PT委員会等に所属。  
実弟が脳性マヒで身体障害1級所持。実母らが中心となって、約50年前に障害児・者の会である熊本あゆみの会を設立。  
約10年前に、熊本あゆみの会からNPO法人あゆみに組織を変更したのを契機に、NPOの理事に就任。



**Q1** この中に、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶ際にも、判断能力の不十分な方々は利用するような記載がありますが、いわゆる保護者(ご本人が成年の場合でもある意味保護者は存在している場合)では、施設サービス等の契約は結べないのでしょうか。後見人と保護者の権利擁護の違いはどこにありますか。



### 保護と支援

**A1**

成年後見制度は、判断能力の不十分な方を代理して法律行為を行う法制度ですので、原則として、サービス利用契約等を締結するときに本人の判断能力が不十分であれば、本人に代わって成年後見人が契約を行うことになります。

ただ、後見人の選任手続きには時間がかかりますので、それをまわって間は間に合わない場合や、本人に判断能力があったら本人が自分の代理としてその方をお願いしたであろうと社会通

念上判断される方(いわゆる保護者)がおられるときには、契約相手(サービス提供者等)の判断次第では、成年後見人ではなく親族等を本人に代わるものとして、契約を締結することはありうるとは思います。

後見人といわゆる保護者との違いは、法的に有効と認められる代理権を有しているか否か、ということになります。

### 法務省ホームページの成年後見制度・成年後見登記制度 Q&Aの「Q1」

#### Q1.成年後見制度とは、どんな制度ですか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

**Q2** 成年後見人等には、申し立て時に希望していた方が専任されない場合がある、と記載されていますが、申し立て時には一応希望者名を記載するような箇所はあるのでしょうか。また、その希望者以外が選任される場合の専任理由や、拒否された方へ非専任の事由は示していただけのでしょうか。さらに、不服申し立てができないとありますが、どうしてでしょうか。いかなる理由であっても解任できないのでしょうか。

**A1**

成年後見申立書には、後見人候補者名を記載する欄が設けてあります。しかし、だれを選任するかの権限は家庭裁判所にあるため、家庭裁判所が候補者そのままを選任する必要はありません。そのため、家庭裁判所は、申立書記載内容を検討して、より良いと判断した者を選任することになります。記載された候補者が後見業務を行うことができると判断すれば、その人を選任しますが、例えば、後見業務として相続等法的処理をしなければならぬ事情があるときには、親族より弁護士等の専門家が後見業務を行った方が円滑に事務ができますので、家庭裁判所は、候補者に親族が記載されていても弁護士を選任することが多いと思われます。

法律上、「だれが成年後見人にふさわしいか」という点についての不服申し立ては認められてません。また、家庭裁判所に選任権も解任権もありますので、家族等が勝手に解任することもできません。成年後見人が、本人に対して虐待を行った、本人のお

### 法務省ホームページの成年後見制度・成年後見登記制度 Q&Aの「Q10」

**Q10.成年後見人等には、どのような人が選ばれるのでしょうか？**  
成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要などの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。  
なお、後見開始等の審判を申し立てた人において特定の人が成年後見人等に選ばれることを希望していた場合であっても、家庭裁判所が希望どおりの人を成年後見人等に選任するとは限りません。希望に沿わない人が成年後見人等に選任された場合であっても、そのことを理由に後見開始等の審判に対して不服申し立てをすることはできませんので、ご注意ください。

金を使い込んだ、などというように、本人の権利を侵害する行為を行ったようなときには、家庭裁判所が解任をすることになります。成年後見人がそのような違法行為を行っていた場合、家族等が裁判所にその事実を報告して、解任の判断を事実上促す、ということは可能でしょう。

### 法務省ホームページの成年後見制度・成年後見登記制度 Q&Aの「Q11」

**Q10.成年後見人等の役割は何ですか？**  
成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。具体的には、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、介護契約の締結や医療費の支払などを行ったりします。もともと、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。  
また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

ことは、事実上困難だと思われる。本人のことを良く理解している施設や家族から買い物等の提案があって、それが施設等の協力により実現可能であり、そのための費用を負担することも本人の収入状況から可能であれば、成年後見人が外出の計画や費用の支払い等を拒否することはありません。ただ、成年後見人自身が買い物等に同行する義務はありませんので、その点を要請された場合は、拒否することはあり得ます。

**Q2** 成年後見人等の役割に、本人の身の回りの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援するとありますが、施設入所者が月に一度のお出かけ・買い物などにも行ってもらうように、あらかじめ施設関係者と計画を立て、遂行していただくよう依頼することも役割と考えてよいのでしょうか。施設関係者から各種費用(人件費や実費等)の請求があっても、後見人がそれを理由に計画を拒否することはないのでしょうか。



**A1**

本人の快適な生活のために必要であれば、買い物などを計画して遂行するように施設等へお願いすることは、成年後見人の役割といってよいと思います。ただ、一般的に、第三者が成年後見人等になった場合、本人のことを理解していませんので、成年後見人が自発的にそのような行為を提案する

特集  
シリーズII



民事信託(家族信託)について  
さらにご質問致します。

**Q4** 民事信託(家族信託)について、親の財産と障害者本人の財産を一括して、受託者(妹等)に移すことは可能でしょうか。兄弟となると、親の財産はあらかじめ、兄弟に分割しておかなければなりません。

**A4** 信託をするには、十分な判断能力が必要です。本人にその能力があれば、本人自身の財産を信託にすることは可能です。ただ、その場合であっても、親の財産を一括して一つの信託契約を締結するというのではなく、親と本人は、別に信託契約を締結することになると考えられます。兄弟の場合も同様です。

また、大前提として、その人が動かすことができるのは、その人名義の財産のみであって、子供や親であっても、親が子名義の財産を勝手に動かしたり、子が親名義の財産を勝手に動かすことはできません。つまり、兄弟が信託対象にできる財産は、兄弟名義の財産のみですから、いずれ兄弟に相続される財産であっても、親名義の財産である間は、兄弟が信託にすることはできません。

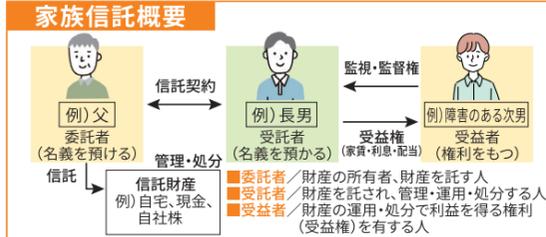
**Q5** 民事信託の場合、身上保護はできないとありますが、この身上保護の対象者は障害者当事者(受益者)ですか。委託する親でしょうか。

**A6** 民事信託は「委託者」が自分の財産を信託対象にして、財産の管理・処分等を「受託者」にゆだねます。財産の管理・処分の結果発生した利益を受け取る人を「受益者」といいます。民事信託はこのような制度ですので、発生する利益も財産上の利益であって、身上保護のような利益は想定されていません。したがって、障害者本人が「受益者」となっても、その利益は財産上の利益であって、身上保護という形の利益を受けることはないと考えています。

**Q6** 民事信託の開始は、親の後見開始や遺言執行時から決めておくことは可能でしょうか。

可能です。

※上記についての詳しいことは父母の会までご連絡ください。



- ①本人(委託者)の財産を
- ②信頼できる人(受託者)に託し
- ③家賃等の利益を得る本人(受益者)のために
- ④契約で定めた目的に従って、管理・運用・処分してもらう財産管理と資産継承の方法です。

**Q7** 親が後見レベルの認知力低下に陥る前に、任意後見人を定めておく。後見人として実娘可能でしょうか。つまり親の財産、身上監護を実娘を後見人として開始。その際、兄の障害者への財産管理も同時に民事委託として実娘に委託できますか。(親:被後見人・委託者、実娘:後見人・受託者、障害者:受益者)このような関係は成立しますか。この場合、障害者の後見人は別に立てる必要がありますよね。

**A7** 可能です。ただ、実娘に権限が集中した場合、何らかの事情で実娘が権利を濫用しても誰も気づかない状況が発生しうるので、権限は分けておいた方がより良いと思います。障害者本人に判断能力が欠けているときは、法定後見をつけることになります。

**Q8** 個人的な質問です。医師意見書作成欄に後見相当としては判断能力についての意見欄に、支援を受けても契約等の意味内容を自ら理解し、判断することができない。という項目があります。これが後見相当レベルと理解しています。このレベルと判断された方の、公的選挙の投票は有効と考えてよいのでしょうか。選挙権がなくなるというのは、おかしな話ですが、そういう理屈ではなく、その方がどういう意思表示で投票が有効となるか、医師としても理解できないものですか。

**A8** 現在は、後見相当である方に対しても、意思決定支援を行うことが要請されています。寝たきりで全く反応しない、という程度にまで判断能力が落ちてしまった方に対しては、第三者が代わって判断するしかありませんが、そうでなければ、様々な工夫を凝らせば、事柄を理解して、自分の意思を表明することが可能と考えられているからです。無論、複雑な法的問題等の理解は難しいかもしれませんが、限界はあります。

そういった観点から考えて、誰に投票するか否かは、成年後見相当の方々であっても、判断することは可能と考えられています。成年後見相当といっても、その程度は、様々ですので、一律に選挙権を奪うことまでする必要はありません。

健常者といわれる我々であっても、投票する候補者をどこまで正確に理解して厳密に選択しているかを考えれば(●●党の候補者であれば良い、という程度で選んでいる人も多いでしょう)、そのことは自ずと納得できるのではないかと思います。



テーマ:「ともに生きるシンポジウム」

講演「令和6年度法改正と今後の会活動への期待」

<講師> 大垣 勲男氏(社会福祉法人 伊達コスモス21理事長・統括事業管理者)

意見交換「共同生活援助の整備と運営課題について」

<シンポジスト> 米田操氏(広島県心身障害児者父母の会連合会会長)  
 久門誠氏(京都市身体障害児者父母の会連合会事務局長)  
 遠藤正一氏(滋賀県障害児協会地域支援部長)  
 植松潤治氏(滋賀県障害児者と父母の会連合会会長)  
 清水誠一氏(全国肢体不自由児者父母の会連合会会長)

父母の会シンポジウムに参加して

寒さ厳しい1月20日、滋賀県の大津市民会館で父母の会シンポジウムが開催されました。

全肢連の役員さんはじめ、近畿各地の父母の会会員さん計70名ほどの方が参加し、法制度のこと、また興味関心の高いグループホームの課題について、勉強した様子をレポートします。



テーマ「ともに生きるシンポジウム」と題し、講演では「令和6年度法改正と今後の会活動への期待」と題して、北海道からお越しいただいた大垣勲男先生からは、令和6年法改正の概要と父母の会活動への期待についてのお話がありました。先生からは、今回の法改正では重度の方が安心して暮らせるグループホーム等には、ほど遠いということでした。したがって、次の法改正令和9年に向けて、この1~2年が勝負とのこと。各地の父母の会から要望活動を具体的にしていきたいと思います、と話されました。詳細内容については当日配布されました資料にありますので省略します。次に3名の提言者より、グループホームの整備運営に関わる課題について

とお話がありました。3者ともに、土地確保また人材確保育成の問題を話されました。

その後、会場からの質疑応答があり熱心な意見交換がありました。法制度はまだまだ厳しい状況ですが、徐々に、親御さんたちの願いでもあり、子どもたちが安心して暮らせる住まいの場としてのグループホームが、徐々にできつつあること。そしてその根底には、障がい当事者の親御さんの願いがあり、そのことが大事であると改めて感じ、心新たにする一日となりました。

最後に事務局のみなさん、ご準備後片付け等々本当にありがとうございました。

高山 徹(相談支援事業所ピットイン所長)

NEWS

県肢連  
関係

- 文化祭  
▶令和5年9月10日(日) 会場/湖南ホームタウン
- 勉強会「親なきあとのお金の話」  
▶令和5年12月8日(金) 会場/守山分室
- 「重度障害者(医療ケア含む)が地域格差なく暮らせる社会の創造」  
「ともに生きるシンポジウム」  
親子療育キャンプ併催  
▶令和6年1月20日(土) 会場/大津市民会館
- 新年会  
▶令和6年2月19日(月)
- 第16回立命館守山中学校 障がい児理解教育合同講演会  
▶令和6年3月12日(火)



全肢連  
関係

- 近畿ブロック指導者育成セミナー  
▶令和5年11月25日(土)  
会場/大阪ドーンセンター



植松潤治医師プロフィール

湖北グループクリニック、  
かいつぶり診療所総院長

日本小児科学会専門医  
日本小児神経学会専門医

日本リハビリテーション  
医学会認定臨床医

平成元年滋賀医科大学卒業、平成8年同  
大学院卒業、医学博士。日本小児科学会、  
日本小児神経学会、日本リハビリテーシ  
ョン医学会、日本児童青年精神医学会、日本  
重症心身障害学会所属。介護支援専門員。

**Q** 脳性麻痺で小さいときはリハビリができていたのですが、大人になってリハビリが受けられなくなり困っています。どうしてなのでしょう？

**A** 医療保険を使つてのリハビリテーションにはいくつかの条件があります。成人での脊髄損傷等の受傷後の運動機能障害に対しては、およそ1か月が急性期、その後半年程度は回復期、そしてその後は生活期(維持期)リハビリテーションとなります。大きな病院でのリハビリテーションは急性期患者が多く、回復期は一旦療養病院に移ることがおおよその場合です。生活期は一般病院や診療所での外来医療となります。その場合も、月当たりの訓練時間に制限があります。このように回復とともに、医療での訓練機会が提供されにくくなっています。また、小児期での受傷でも同じ経過をたどりますが、小児期の場合は小児リハビリテーションの提供ができる場合は、比較的長期にわたって訓練が提供されますが、青年期(16才以降)以降は、成人と同じ扱いとなるため、生活期リハビリテーションの提供機会は極端に減少していきます。生活期と言

われるステージに入ってからが、人生は長く続くのですから、医療保険の都合で減少させられるのは残念ですね。

滋賀県では、すべてのライフステージで必要なリハビリテーションが提供されるべきとの考えのもと、現在検討会議が持たれています。注目していきましょう。

能登半島震災レポート

能登半島地震における災害支援活動を経験して

團孝 圭太(湖南ホームタウン/かいつぶり診療所 作業療法士)

私は2020年4月1日に法人化された、一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)に所属している関係で、今回1月14日~1月19日に石川県金沢市のいしかわ総合スポーツセンター(以下スポセン)にて活動してきました。

スポセン内はメインアリーナ(自立度の高い方)、Aエリア(要介護3以上)、Bエリア(動ける施設入所者)に分かれており、テントやパーティションで区切られた居住スペースに段ボールベッドを設置し生活しています。また、様々な専門職チームが入っており、情報共有を徹底しながら統制されています。

私のチームはDr.1名・PT2名・OT1名・ST1名の計5名で構成されました。

活動内容は、保健師や他の支援団体からの依頼にてリハビリ(身体チェック)を実施することや前日の継続避難者の巡回、テントやベッド周りの環境評価・調整、福祉用具の評価・選定・管理など多岐に渡りました。

活動を経験してみて、避難者にはトイレに行きたくないから水分をとらない方や居住スペースに籠ってしまう方など、生活不活発に陥りやすい状況が散見されました。医療従事者として栄養や適度な運動の必要性は十分認識しながらも、震災という多大なストレスを感じながら避難してきた方たちに対する関わり方にとても苦慮しました。普段でもそうですが、他者の立場にたって考えてみるという難しさや大切さを痛感しました。また、避難所という

非日常的な環境なので、緊張からアドレナリンが生じ気分が高揚してしまい普段以上に活動的になり疲労が蓄積しました。そのため、自己管理やチームで高揚した行動を抑制する役割の重要性を痛感しました。

災害はいつ起こるか分かりません。今この時、もしくは明日起こるかもしれません。そのため、平時のうちに備えることがとても大切だと改めて思いました。この度の震災に対し、心からお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興をお祈り致します。



<能登半島地震における義援金のご報告>

- シンポジウムで集まりました義援金 7,745円
  - 滋賀県障害児者と父母の会連合会から 85,000円
  - 滋賀県障害児者と父母の会連合会 大津支部から 10,000円
  - 滋賀県障害児者と父母の会連合会 彦根支部から 10,000円
  - 滋賀県障害児者と父母の会連合会 草津支部から 10,000円
- 以上、県肢連会員の総意としてお届けしています。

縁の下の力もちさん

ご支援ありがとうございました!  
令和5年9月~令和6年3月まで (順不同、敬称略)

寄付金

【湖南ホームタウン】武祥子、櫻井健二、小島小百合、青木えい子、乗光秀明、戸井章

【湖北タウンホーム】池田彰宏、寺居春美、伊藤幸子、小柳敏芳、高橋たみ子、湧口清美、岩根留美、乗光秀明、長浜人権擁護委員協議会、虎姫地区赤十字奉仕団、株式会社山利製作所

【父母の会】ヴォーリス学園

物品ご寄付

書き損じハガキを含む

【湖南ホームタウン】青木えい子、小寺誠、辻寅建設(株)、つわぶき会、馬場美佐子

【湖北ホームタウン】米澤とや子、山川恵子、新井松秋、是洞俊幸、高橋清美、湧口清美、大石友子、鈴木彩華、高橋古秋、武内陽子、古山富美子、池田彰宏、石田礼子、古脇慶子、デルロサリオ・恵美、小柳貞子、宇佐美志太、饗場和美、鳥塚正代、三浦国宏、中澤一子、株式会社コスト、株式会社ライフ、京都医療福祉専門学校、山慶産業株式会社、国友工業株式会社、滋賀県障害児者と父母の会連合会、真柄洗業株式会社、虎姫地区赤十字奉仕団、虎姫まちづくりセンター、ワタキューセイモア株式会社、伊勢市城田地区民生委員児童委員協議会

ボランティア

【湖南ホームタウン】椅子レクダンス矢車草の会、マナビイ滋賀、青人草、近代大正琴なごみ会、チューリップ23、2525会、キラッと22、村山晴美、饗庭夏生、芝田規子、林田博恵、寺井美耶、中村洋司、飯田勝榮、宮川明子、織田阿暉子、志賀まさ子、ジョン・リー、土井久枝、青木喜佐恵、中谷由紀子、御子芝貴美子、竹若重勝、吉田佐代子、池田芳子、堀口陽子、深田芳春、坂下久美子、山口哲夫、西川早苗

【湖北タウンホーム】古脇慶子、赤井淑子、横山博志、西川桂子、古山富美子、デルロサリオ恵美、竹越悦子、横田美穂子、前田結衣、虎姫児童民生委員、虎姫地区赤十字奉仕団、長浜市社会福祉協議会、浜竜太鼓、南京豆一座



書き損じハガキが  
ございましたら、  
父母の会事務局まで  
よろしく願います。

4コマ漫画で見る

# 障害者権利条約ってなに？

## シリーズ第40回目

### 他の人と同等の医療を。

“障害者には『～は、できないのでは？』ならば『～は、必要ないのでは？』という思い込み”は、改めましょう。

ここは、他の人と同じ質の医療を障害者へ提供するよう、保健の従事者も意識の向上が必要な場面です。

イラスト:るーしー小林



### 障害者権利条約から部分的に抜粋してご紹介します。

#### 第25条 健康

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス(保健に関連するリハビリテーションを含む。)を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

- (a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画(性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。)を提供すること。
- (b) 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス(早期発見及び適当な場合には早期関与並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。)を

- 提供すること。
- (c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会(農村を含む。)の可能な限り近くにおいて提供すること。
- (d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療(例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療)を障害者に提供するよう要請すること。
- (e) 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ適当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。
- (f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。

### 編集後記

昨年夏のことですが、事務所の近くの森からミンミンゼミの鳴き声が聞こえてきました。私は息子の影響でセミに詳しくなっているので、珍しいセミがこんな近くで鳴いている！と仕事をしながら心の中で小躍りしていました。(ミンミンゼミは、主に関東に生息しており、関西ではなかなかお目にかかれませんが)ふと、事務所の窓から見える森が一体なんなのか、あわよくばセミ取りに入れるのか気がなり、GoogleMapsで調べてみると、庭塚古墳という古墳でした。こんなところに古墳！と小さな気づきに嬉しくなり、疑問に思うことは大切だと思いました。(事務局)

#### 【編集人】

##### 社会福祉法人 滋賀県障害児協会

〒524-0022 滋賀県守山市守山町168-1 かいつぶりハウス内  
 [TEL]077-514-1685 [FAX]077-514-1702  
 [URL]http://www.open-mind.jp  
 [E-MAIL]kaitsuburi@open-mind.jp

##### 滋賀県障害児者と父母の会連合会

〒524-0022 滋賀県守山市守山町151-1  
 [TEL]080-4329-3302 [FAX]077-598-0062  
 [URL]http://www.open-mind.jp/fubonokai/  
 [E-MAIL]fubonokai@open-mind.jp



### いつも元気でね健診

かいつぶり診療所では、障がいのある子どもを育てるご家族を対象に、血圧・血液検査などの健康診断を行なっています。保育・療育完備です。詳しくは下記までご連絡下さい。

お申込・お問い合わせはかいつぶり診療所まで

TEL:077-514-1715

